

京都市消防職員の服装に関する規程

平成 7 年 1 月 1 9 日  
京都市消防局訓令乙第 9 号  
各 部  
消防団・自主防災推進室  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防職員の服装に関する規程を次のように定める。

京都市消防職員の服装に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、京都市消防職員（消防吏員を除く。以下「職員」という。）の被服その他の物品（以下「被服等」という。）の服制、着用基準その他必要な事項を定めるものとする。

(服制)

第 2 条 被服等の服制は、別表第 1 のとおりとする。

(着用基準)

第 3 条 被服等の着用基準は、別表第 2 のとおりとする。

(特例)

第 4 条 前 2 条の規定にかかわらず、消防局長は、特に必要があると認めるときは、特別な服制及び着用基準を別に定めることができる。

(補足)

第 5 条 この訓令において別に定めることとされている事項及びこの訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 7 年 3 月 3 1 日京都市消防局訓令乙第 1 4 号）

この訓令は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 7 年 3 月 3 1 日京都市消防局訓令乙第 1 6 号）

この訓令は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 1 0 年 3 月 3 1 日京都市消防局訓令乙第 1 1 号）

この訓令は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 1 1 年 3 月 3 1 日京都市消防局訓令乙第 1 2 号）

この訓令は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 1 4 年 3 月 2 9 日京都市消防局訓令乙第 7 号）

この訓令は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日京都市消防局訓令乙第9号)  
この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日京都市消防局訓令乙第3号)  
この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日京都市消防局訓令乙第5号)  
(施行期日)

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の京都市消防職員の服装に関する規程による事務服は、当分の間、なお従前の服制及び着用基準によることができる。

附 則 (令和4年3月31日京都市消防局訓令乙第5号)  
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日京都市消防局訓令乙第6号)  
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月20日京都市消防局訓令乙第1号)  
この訓令は、令和4年7月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

女性 用 制服	上 衣	地質	濃青色の布地
		制式	テーラードカラーで、ダブルとし、消防き章を付けた金色の金属製ボタン各2個を2行に付ける。 前面の下部の左右に各1個のふた付きポケットを付け、胸部の左に1個のポケットを付ける。
	スカート	地質	上衣と同様とする。
		制式	セミタイト型とし、タック4本を入れ、ダーツ2本を入れる。
男性 用 制服	上 衣	地質	灰色の布地
		制式	剣襟で、背広ダブルとし、消防き章を付けた金色の金属製ボタン各2個を2行に付ける。 前面の下部の左右に各1個のふた付きポケットを付け、胸部の左に1個のポケットを付ける。
	ズボン	地質	上衣と同様とする。
		制式	ワンタックとし、すそは、シングルとする。
き 章			金属製とし、銀色の京都市紋章の略章（以下「市章」という。）を載せた桜型の台地に金色の消防き章を付ける。 直径は12ミリメートル、市章径は11ミリメートル、消防き章は7ミリメートルとし、ピン式とする。

別表第2（第3条関係）

品 目	着 用 基 準
制 服	次に掲げる職務を執行するとき。 (1) 儀式、式典等に参加するとき。 (2) 所属長（室にあつては庶務を担当する課長をいう。）が必要と認めたとき。
き 章	制服で職務を執行するとき。

備考 制服の着用期間は、11月1日から翌年4月30日までとする。